

## 高病原性鳥インフルエンザ対策としての 希少鳥類への抗ウイルス薬投与に当たっての論点整理（たたき台）

### 1. 検討の背景

- 高病原性鳥インフルエンザは、家きんに対して高致死性を示すが、野鳥においても令和4年度鹿児島県出水市においてナベヅル等の大量死が発生する等、生物多様性に重大な影響等を及ぼす可能性がある。特に高病原性鳥インフルエンザに対して感受性の高いヤンバルクイナ等の希少鳥類については、平時より高病原性鳥インフルエンザの感染拡大した場合を想定して対策を検討しておく必要がある。
- 希少鳥類については、そもそも個体数が少ないことから、種や個体群の保全を図る観点からも、鳥種ごとの感受性を踏まえ、抗ウイルス薬を投与して感染個体を治療する選択肢も考慮しておく必要がある。
- 一方で、抗ウイルス薬を使用した治療を行うためには、
  - ・ 鳥種ごとに試験投薬等により安全性を個別に確認しておく必要があること
  - ・ 治療にあたっては、他の飼育個体や飼育員への感染拡大を防止するため、防疫体制を構築できることが必要不可欠であること
  - ・ 薬剤耐性ウイルスを発生させないように、計画的かつ効果的に実施することについて、十分配慮することが必要である。
- 本資料はヤンバルクイナにおける検討結果から抽出された、今後、希少鳥類において高病原性鳥インフルエンザの感染拡大防止の観点から、抗ウイルス薬を使用した治療を行う際に実施主体が検討すべき事項の論点を整理するものである。

### 2. 抗ウイルス薬投与の条件について

- 治療計画を含む高病原性鳥インフルエンザ対応に係るマニュアル等を整備し、投与した個体を隔離して飼育できる施設と人員等の体制が備わっており、飼育員や周囲の環境への安全性が担保されていること。  
※高病原性鳥インフルエンザ対応に係るマニュアルにおいては、施設の防疫体制、関係機関との連絡体制等のほか、野外で保護された傷病個体の受け入れの可否を含めた取扱いについても整理しておく必要がある。また、治療計画においては、治療体制や使用方法等のほか、個体の飼養目的・状況（野生復帰を前提とした域外保全を目的としたものか、傷病による終生飼養を行うものか等）に応じた投薬を行う個体の優先度の考え方や、投薬治療中止を判断する状況等についても整理しておく必要がある。
- 治療の過程で、高病原性鳥インフルエンザウイルスを施設内に拡大させないように、また施設外に持ち出さないように、作業者の感染防止対策も含めた防疫措置を適切に講じること。
- 抗ウイルス薬のうち、既往研究によって鳥類において高病原性鳥インフルエンザに

対する治療効果が示された薬剤を用いること。

- 事前に関係者で合意して実施された投薬試験等によって、当該鳥等において安全性、使用方法（用法用量等）を確認すること。
- 投与の可否について、あらかじめ関係者の合意形成を図ること。

### **3. 安全性・使用方法等の確認のための投薬試験について**

- 抗ウイルス薬投与に当たっては、その安全性、使用方法（用法用量等）を事前に確認する必要がある。
- その確認方法として、投与試験により薬剤の血中濃度測定を実施し、環境省（本省、地方環境事務所）及び環境省が指定する専門家と協議の上、投与方法（経口投与等）及び適切な投与回数・使用量等を検討する方法がある。
- 投与試験を実施する際は、研究機関等の動物実験委員会に諮り、動物福祉、環境保全、安全性の観点等から適切であると判断された試験計画に則り実施する必要がある。
- 試験に供する種は、飼育技術が確立している近縁の普通種を優先する必要がある。近縁種による試験が難しい場合は、飼育下において野生復帰できない個体、繁殖計画外の個体等の条件に該当する個体がいる場合、投薬試験に最低限必要な羽数が確保できる場合等に限って、当該種を用いた試験も可能とする。

### **4. 投与のための合意形成・手続きについて**

- 投与試験及び投与の実施に当たっては、環境省（本省、地方環境事務所）、専門家、関係機関等の関係者で構成される保護増殖検討会等において、あらかじめ合意を図る必要がある。
- 投薬治療等を実施した場合、施設管理者は速やかに関係者に報告し、その効果を検証する必要がある。

### **5. 投与の対象とする個体について**

- 投与の対象とする個体については、簡易検査等で陽性が確認された個体とする。なお、陽性が確認された同施設内において感染の可能性が排除できない同居個体への投与については、飼育施設の構造、飼育形態、飼育体制等を加味した上で必要な範囲で検討する。

### **6. 隔離の終了について**

- 投与個体の隔離飼育は、投与期間終了後、遺伝子検査又はウイルス分離検査によってウイルスの排出がないことが確認できるまで継続する。隔離解除を判断するための検査の回数等の詳細については、あらかじめ関係者で合意する必要がある。
- 飼育ケージ等は、隔離解除に備えて十分な消毒を繰り返す必要がある。また、隔離

ケージも、最終使用後に十分な消毒を繰り返す必要がある。

## **7. その他検討事項**

- 傷病個体と飼養個体の取扱いについては、それぞれの個体が持つ保全上の位置づけを考慮した上で、必要に応じてその取扱いを分けること等も今後考慮する必要がある。
- 新たな知見が判明した場合や知見が十分蓄積された場合においては、必要に応じて論点や課題について再整理する。
- 本資料は、希少鳥類への抗ウイルス薬の投与の取扱いに関する論点を整理したものであり、その他への取扱いについて言及するものでない。

### **<参考資料>**

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律等の施行等について（平成 30 年 5 月 28 日付け環自野発第 1805283 号）
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の運用等について（捕獲等の許可等、保護増殖事業における個体の安楽殺処分等について）（令和 4 年 7 月 14 日付け環自野発第 2207143 号）
- 野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（令和 4 年 10 月環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室）
- 動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針（平成 29 年 11 月環境省自然環境局総務課動物愛護管理室）